

372

576

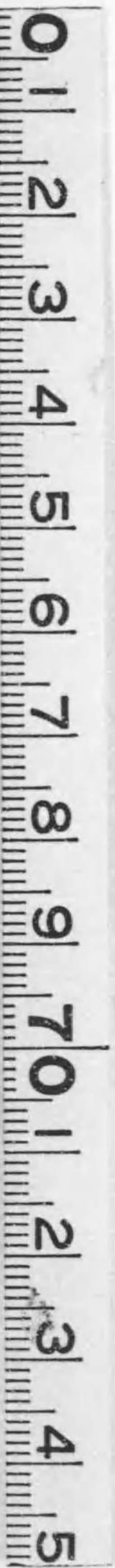
372-576



1200501449222

產業經濟資料
第三十九輯
中小產業振興株
式會社設立案に就て

全國產業團體聯合會編



始



37
570

産業經濟資料第三十九輯

昭和十二年五月

中小産業振興株式會社設立案に就て

全國産業團體聯合會



産業經濟資料第三十九輯
昭和二十一年五月

中小産業振興株式會社設立案に就て

全國産業團體聯合會



372

576

凡 例

曩に本會は中小産業問題の重要性に鑑み、中小産業の改善助成の具體的方策調査の爲め昨昭和十一年五月常任委員會の決議に基き特別委員を擧げ、東京、大阪及名古屋各地の當業者と懇談を重ね、具に實情を調査したる上、中小産業の生産及販賣助成並金融及金融保證を目的とする中小産業振興會社設立の方針を決した。當時商工省當局に於ても本計畫に賛意を表し、關係法案を立案し豫算を計上せられたのであつたが、偶々内閣更迭に因り法案は第七十回帝國議會には提出を見ざるに至つた。

然し乍ら本問題は現下益々その重要性を加へつゝあると思料せら

二
れるので、茲に本會特別委員會立案の中小産業振興株式會社設立案に
關し、本年一月二十七日東京商工會議所に於て藤原銀次郎君及膳桂之
助君の試みた講演竝に質疑應答の筆記を印刷に附し、大方の參考に供
する次第である。

昭和十二年五月

全國産業團體聯合會

目次

一、中小産業振興株式會社設立案大綱 (一)

二、中小産業振興株式會社設立案に就て

藤原銀次郎 (九)

膳桂之助 (四〇)

三、質疑應答 (五七)

中小産業振興株式會社設立案に就て

中小産業振興株式會社設立案大綱(參考案)

第 一

目的

中小工業の振興及輸出の進展を圖る爲左の事業を営むことを目的とする株式會社(假りに中小産業振興株式會社と稱す)を設立すること

- (一) 主要工業品の買取販賣及委託販賣
- (二) 重要商品(原料材料を含む)の保管
- (三) 第一號の委託販賣品及前號の保管品を擔保とする貸付

- (四) 中小商工業者に對する資金の貸付及債務の保證
- (五) 其の他中小商工業振興に關する諸事業

第二 資本

- 一、本會社の資本金は之を金貳千萬圓第一回四分の一拂込とし其の半額を普通株式、殘の半額を利益配當に關し普通株式に劣る株式(後配株)とすること
- 二、後配株は發起人、贊成人其の他の有志實業家に其の引受を求むること
- 三、普通株式は本會社の事業に利害關係を有する者其の他より公募すること
- 四、後配株に對しては普通株式に對する配當が年六分に達する迄

は利益の配當を爲さざること

- 五、本會社の事業の公益性に鑑み利益配當に付ては相當の制限を設け剩餘利益金は主として不況の際の損失填補に充つる爲積立を爲し又は取引先に對する利益分配金に充つること

(備考) 本會社の資本に付ては主務官廳に於て左の如き保護方法を研究せられつつあり

- (一) 政府は普通株式に對し後年度に於て剩餘利益金例へば總株式に對し年六分の配當を爲して尙剩餘利益金ありたる場合中より償還することを條件として事業開始後若干年間利益配當金の補給を爲すこと(例へば第三年度迄は年四分迄、其の後第十年度迄は年六分迄)

- (二) 本會社は株式の全額拂込前と雖増資を爲し得ること
- (三) 本會社は拂込資本の若干倍迄其の所有者に優先権ある債券を發行し得ること

第三 役員

- 一、本會社に社長、副社長各一名、理事、監事各若干名の執行機關の外評議員若干名を置き關係官公吏、利害關係者、經驗者中より選任し重要事項の諮問機關とすること
- 二、本會社の役員は主として取引に經驗ある者實務に堪能なる者中より選任し常勤者以外は之を名譽職とすること

第四 監督

- 一、本會社は役員を選任、定款、業務規程、利益金の處分、事業計畫等に

付政府の監督に服すること

第五 事業方針

- 一、重要工業品の買取販賣及委託販賣は政府の監督の下に工業組合又は其の聯合會との間に一手取引契約を締結して之を行ふこと
- 二、取引數量、取引價額、委託手数料、本會社の販賣價格其の他の取引上の重要事項に付ては政府監督の下に委員會を設け審議すること
- 三、本會社の買取販賣又は委託販賣を執行する爲に必要ある場合には取扱品の統制に付工業組合法の運用を求め業務の執行を圓滿ならしむること

- (イ) 品質、數量等に付ては検査又は生産統制の勵行を求むること
- (ロ) 必要に應じ工業組合法第八條の發令に依り賣崩し其の他會社の業務執行に支障を生ずべき事項に付取締を求むること
- 四、取扱品の輸出に付ては出來得る限り輸出組合、貿易會社等を経由し又其の買取に付ては出來得る限り問屋を利用し現在の取引機構に急激なる變化を來すことを避くること
- 五、中小業者に對する金融及債務保證に關しては主として註文品又は確實なる仕込品製作に要する原料材料の購入、賃銀の支拂等の運轉資金、商品の仕入に要する運轉資金、短期間に償還の見込ある工場又は店舗の新設備等に付之を爲すこと
- 六、取引先との取引條件には利益分配制度を加味し共存共榮の實

を擧ぐるに努むること

第六 設立

本社の設立に關しては政府に於て設立委員を任命し一切の手續を爲さしむること

中小産業改善助成方策調査委員

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 藤原 銀次郎 | 宮島 清次郎 | 中野 金次郎 |
| 近藤 賢二 | 片岡 安 | 小畑 源之助 |
| 青木 鎌太郎 | 大隈 榮一 | |

幹事

- | | | |
|--------|-------|-------|
| 木村 増太郎 | 膳 桂之助 | 竹崎 瑞夫 |
| 吉野 孝一 | 三 浦 一 | |

二、中小産業振興株式會社設立案に就て

藤原銀次郎

我國の中小工業が國家的に見て非常に重大な産業でありまして、之に従事する労働者の數ばかりでも三百五十萬人位になつて居る。此海外に輸出する金高が八億から九億になつて居ります。然るにその内容は甚だ振はない。同時に之に従事する労働者の待遇が非常に悲惨であります。是が始終問題になつて色々社會問題及び労働問題を論ずる時には必ず中小工業の労働者の待遇が良くないと云ふことで問題になるのであります。それで先般退職金問題が起りました時に

も主として中小工業の労働者の待遇が問題に相成つたのでありまして、大産業の方は相當の待遇も致して居りますし、又退職手当なども法律に規定した以上の手当を給與して居りますから問題にならぬのであります。主として中小工業の方の労働者の待遇が問題になりました。其結果あゝ云ふ妥協案が出て通過したのでありますけれども、其時から及び其前から社會問題なり労働問題なり出ます度毎に、中小工業の現状を此儘にして置く譯には行かぬ。大産業の労働者は約三百萬人位になつて居る。中小工業の方の労働者の數が多いのであります。それだから吾々大産業に従事して居る者は自分の利害に關係が無いからと云つて中小工業の労働者を此儘にして置く譯には行かぬ。どうしても之を救ふことは我國の今日の状態に於て最も必要な問題である。

ある。なかに自分の利害に關係が無いからと云つて之を抛擲する譯に行かないと云ふのが吾々の仲間の中に起りました議論であります。それではどうしたら宜からうかと云つて實際の調査を始めて見ると、元々中小工業それ自體が非常に貧弱なもので難局に立つて居るのだから、之を救済すると云ふことが必要だ。さうして中小工業者をして今日よりは幾らか金を得させて、さうして其労働者を救済して行くと云ふことにならないと、今のやうに中小工業者は非常に難儀して居る。之をうつちやつて置いて、唯其労働者のみを助けて行かうと云つても、それは出来るものではない。だからどうしても中小工業者を助けて行かうぢやないか、農民の問題と、之に續いて中小工業者を救済する問題が、今日日本の社會問題なり經濟問題なりとして二大問題だから、農

民問題を別にして此中小工業の問題だけを吾々の手で以て何とか出来るならば救済案を考へようではないかと云ふのが此案の一番の出発点であります。それから段々調べて行きました所が、中小工業で一番困難なのは金融だから、金融を助けて行かうではないかと云ふ所から金融保證會社の案が出来ました。それで金融保證會社を作つて中小工業者の中の先づ比較的堅實なものに資金を供給してやる。又資金を供給する保證をしてやると云ふやうな積りで保證會社案を作つたのであります。所が此保證會社を作るに付ても色々研究調査をしてやりましたのであります。是が商工省に出ました處、商工省では是は一種の損害保證であるから保險業法の取締を受けなくてはならぬ。斯う云ふことになつて參りました。吾々の普通のコンモンセンスか

ら考へて見ると商工省の議論も洵に私共は承服出来兼ねるのでありますけれども、今日の行政組織、今日の法制の上から言つてどうしても此保險業法に牴觸すると云ふことになれば、之に對して色々陳辯して見た所が仕方がない。又此前にこちらに出まして中小工業金融保證會社に付て反復説明を致しまして申上げて置きました通りに、純然たる民間のビジネスのことを能く承知して居る人か、總て産業なり金融なりに經驗の有る人が政府の干渉を受けないで、本當の純實業の上に立つて之を經營しなければ此保證會社は成功しないし、非常な損害を受けてとんでもないことになるから、純然たる民間の會社で經營したい。斯う云ふことを繰返して申上げたのであります。が、保險業法の取締を受けると云ふことになると、其趣旨は根本から覆されることに

なるのでありまして、到底圓滿に之を遂行することが出来ないと言ふことになりませう。然らば折角思立つた此仕事を全然止めてしまふか、或は何か更に方法を考へて之を復活して中小工業の救済問題を實行するか。斯うなつたのであります。そこで又色々研究して見ました處、元々金融をつけてやると言ふことだけでは中小工業は幾らか助かるけれども根本の救済にはならないのだから、中小工業を根本的に救済する案を樹てようではないかと云ふことになつたのであります。そこで金融も無論一部分であるが、其金融よりはもつと根本の問題で救済するが宜からうではないかと云ふことを研究を始めて見ました。何が中小工業の一番今日難儀して居る根本か。斯う云つて調べて見ました所が、それはまあ八億、九億と云ふやうな澤山の生産であるし、何

十億と云ふやうな澤山の仕事でありますから、千種萬様で一概に之を言ふことは出来ませぬけれども、概括して申しますと、今の中小工業の現状に於ては其製造品が内地の勞働賃銀が安いとか、日本人の手先が器用だとか勤勉だとか云ふやうな色々な條件の爲に、相當に外國に賣れて、物が安く出来る、優良品が低價で出来ると云ふのは少し言ひ過ぎでありませうが、まあ粗製濫造品でない、どうか斯うか歐羅巴なり外國へ出て使用に堪へるやうな品物が相當に安く出来ると云ふことが、日本の雜貨類の海外に今日輸出せられる最大原因であると云ふこと、之は分つて居るが、併ながら此仕事は容易に誰でも出来るものである。だから此仕事が儲かると云ふことになると、誰でも競争が出来るものである。隨て國內的の競争が非常に激しくなつて来る。例へば一つ

の商品が海外で賣れて、それが製造業者の利益になると云ふやうなことになれば、直ぐに國內に競争者が起つて來る。さうすると之を又直ぐに、海外の市場の値段で以て安く賣らなくてはならないと云ふことであれば已むを得ないけれども、海外では相當の値段で賣れるものを國內の競争の爲に段々賣崩してしまつて之を安くしてしまふ。安くしてしまふから遂に終ひには生産原價を償はないやうな非常な安い値段で之を賣らなくてはならない。さうなると生産者が引合はないから輸出業者なり問屋なり或は其他金融業者から金を借りて居つても、元金も利息も拂へない。隨て労働者にも相當の待遇をしてやることは出來ないと云ふやうな結果になるのであります。それであるからしてどうしても海外に安賣をすることを防ぐと云ふことが一番の

要點でなければならぬ。又此海外で非常な安賣をして困ると云ふことは日本の不利益であるばかりでなしに、海外に於ての日本商品の不評になつた最大原因の一である。日本が是だけの物を造り、こんなに安く賣らぬでもう少し高く賣つても宜ささうなものぢやないか。斯う云ふ聲が海外の競争者の方から高まつて來て居るのが今日の状態であります。だからどうかして國內の競争を統制して、さうしてそれをもう少し値賣りの出來るやうにする工夫はないかと云ふことに着眼を致しまして、それから段々に之を調べて見ました所が、細かく調べて行けば行く程面白いことが出て來て、中小工業者の中には非常に之を希望して、さう云ふことが出來れば助けの神だから是非やつて貰ひたいと云ふ希望がありました。それから又金融保證會社の時によ

く考へましたのですが、此海外販賣なら販賣を此會社が引受けて、販賣までも引受けてやると云ふことになる。今度は金を貸すことが容易になるから、金を貸すことにしても安い利息の金が貸せる。例へば皆様は能く御承知であらうと存じますが、調べて見ますと中小工業者などが問屋若くは輸出業者から金融を受けて居る中には、驚くべき金利を拂つて居る者があります。まあ吾々の想像の付かないやうな高い金利を拂つてやつて居る者もある。又原料を買つたり製品を賣つたりする時に非常に高い口錢を拂つて居つて、どうしてそんなことをして引合ふかと思ふのがある。是と云ふのは皆其金融に困るからである。苦しくて脊に腹は代へられないから假令十錢日歩の金でも、金があれば助かるのであるから、借りなくてはならぬ。そこで借りて居る。

今度は問屋なり輸出業者なりがさう云ふ高い金利で貸して、又高い口錢を取つて暴利を貪つて居る、けしからぬ、搾取して居るとか云ふやうな議論が又一方からあります。是は段々調べて見ればさうではない。問屋の方はそんな高い金利を取つて金を貸しても非常な危険がある。即ち其危険の費用だから高い金利で貸しても問屋は儲かつて居ない。要するにそれが今日の状態でありますからして、若し吾々の今計畫して居るやうな振興會社などを拵へて、そこへ一手に總ての商品を集めてそこから海外に輸出すると云ふことにして、さうして一方で又金融を付けてやると云ふことにすれば危険がなくなる。隨て金利を安くして貸してやつても宜い。又口錢も少くしてやつて十分に引合ふ。但しさうなると云ふと從來の經濟機構に非常な變化を來し

て、輸出業者も問屋も仕事を失ふと云ふことになつて、中小工業者即ち生産業者は利益であるが、其取扱業者の方は非常な不利益ではないか。斯う云ふやうな問題になつて來て、例の通り近頃新しく學說として唱へられてゐる生産者から消費者へと云ふやうな理想を實現すると云ふことになるのではないか。さうすれば日本の經濟機構には非常な變革を來す。一種の社會主義の政策に近いものになりはしないか。斯う云ふ反對論が起るのでありますけれども、それに對しては特に皆様に詳しく御説明を申したいと思ひますけれども、時間もございませぬから又他日の機會に譲ると致しますが、私は生産者から消費者へと云ふやうな理想には第一反對なのであります。日本の經濟機構が斯の如く發達したのは、問屋とか或は輸出業者とか云ふやうなものが發

達して茲に至つたので、其必要があつて發達したので。不必要なものが發達したのではない、其必要があるからであります。之を廢すると云ふやうなことは私は主義として反對なのであります。是は今此處で申すのではない。前から私は産業經濟問題を論ずる時には何時でもさう云ふ理想を持つて新しい學說に反對を致して居つたのであります。今此際に中小工業を救濟する時に當つて、無論其理想から出發して居るのでありますから、私は寧ろ問屋なり輸出業者は從來の機構を其儘にして之を活用して、之を活躍せしめて中小工業を益々發展させるると云ふことが一番宜いと思ふ。だからして此會社の骨子たる所の案を作る時に當りましては、從來の此制度を其儘にして置くばかりでなしに之をもう少し活躍させて行かう。斯う云ふことに方針を決

めまして、さうして商工省の方とも段々其話をしまして此案の骨子が出来たのでありますから、其點はどうぞ特に能く御諒承を願つて置きたいと思ひます。

さう云ふやうなことで以て段々研究して見て、商工省の方に法律的に現在の法制上で、吾々の希望して居るやうに中小工業振興會社のやうなものが出来て此生産業者なり問屋なり輸出業者なり關係業者を救済して行つて、さうして中小工業を振興させることが法制上可能であるか又不可能であるかと云ふことを研究して貰ひました所が、今日の法制上でそれは可能であると云ふことになつたのであります。さうして是は獨逸あたりにもさう云ふ例があつて、産業統制法的一種であります。そこで之を理論的に申しますと、今日の自由競争が一番宜

いと云ふのが吾々の今日まで信じて來て居つたことでありまして、産業は自由競争でやれば一番國家の爲に宜いのだ、之を色々するのは間違つて居ると云ふのが今日までの經濟思想であります。所が又今になつて見ると自由思想、自由競争も極端になると色々弊害が起つて來て、其結果今の日本の中小工業のやうな工合に非常に難儀するやうな者が出來て來るから、自由競争も或る程度に於ては之をチェックして、さうして國家で之を統制することが必要であると云ふやうな議論になつて參りました。之を今日の言葉で言へば統制經濟、吾々は統制經濟を必ずしも主張する者ではないのでありますけれども、今の自由競争に委して置いて、それで宜いとはどうも言へない。それだから資本主義經濟であるけれども、其缺點を補つて、さうして統制主義の一つの

主義を加味して、吾々の力で以て自由競争の弊を矯めることが出来るならば、其統制主義を加味して之をやつて行くと云ふやうなことが現代に於ては已むを得ないのではないかと云ふやうなことになるまして、商工省に於て色々御研究の結果是は國策上非常に必要である。斯うなつて來たのであります。そこで内情を申上げれば商工省に於て國策上必要だと云ふことを認めらるゝと同時に、廣田内閣の調査局なり、大藏省なり總ての諸機關が此案を検討致して見まして、從來の中小工業の救済案としては色々金融會社を作るとか種々の案があつたけれども、多くは看板に過ぎないで實際に效果的でなかつたけれども、此案は最も效果的であつて、是ならば成程中小工業者は助かるであらうからと云ふので、商工省以上に内閣の諸機關の方が熱が加はりまして、

急轉直下して此豫算も成立したし、中小産業振興會社を設立すると云ふ案も決まつて、さうして豫算は議會に提出せられるやうになつたのであります。是が此の會社が今日に至つた大要であります。

偕て愈々此豫算が議會に提出されて、それから中小産業振興會社法案と云ふものが商工省から改めて議會に提出せられるやうになると同時に、吾々の方からも各方面に参りまして其經過竝に内容を詳しく説明を致して見たのであります。茲で私共非常に意外に思ひましたのは、それまでに私などが心配をして前以て關係當業者の利害を尊重する、其利益を保護すると云ふやうな立場から此案を作りましたのであります。が、それにも拘らず先づ以て横濱の輸出業者、貿易協會と云ふやうな團體から之に對して反對の聲が上つて参りまして、昨年の暮に

私と膳君で横濱に出まして營業者を集めて詳しく説明を致しました。それから更に東京で輸出業者及び輸出並に問屋に關係のある諸團體の方とお目に掛りまして詳しく其説明を致しました。それから大阪と神戸でもやはり來て説明をして貰ひたいと云ふことでありましたから、先日行つて説明を致しました。所が私共の意外に思ひましたのは、横濱と東京の營業者の御方と色々相談して見ました所が、私共が説明をすると相當に皆御諒解になるけれども、決議をする時は全面的に反對と云ふやうな決議を東京も横濱もなされた。それから大阪へ参りましてやはり六七十人の營業者の方に出て戴きまして——是は輸出及び問屋のやうな仕事をして居る方ばかりであります。輸出組合であります。さう云ふ實際の仕事に當つて居る方に出て戴きまして、

さうして質問をして貰つたり説明をしたりすると大阪では十分能くお分りになりました。輸出貿易の仕事は大阪がまあ過半であらうと思ひますが、此仕事を一番澤山にやつて居る主なる方に出て戴いて色々説明した所が大變分つて、それでは反對することはしないが但し自分等の希望があるから其希望を容れて貰ひたいと斯う云ふことであります。神戸の方もやはり詳しく説明を致しました所が、相當に横濱の影響がありまして反對的の質問がありましたけれども、約三時間に亘つてこちらも熱心に答へましたりして、今まで心配されて居る點が諒解されたと見えまして反對はしないと云ふことに承りました。大阪は賛成されたのでありますけれども、神戸は進んで賛成はしないが反對はしない。希望條件を拵へてそれを申出るから、それを容れて

貰ひたい。今日の時勢で斯う云ふことをなさるのは已むを得ないと思ふから反対はしない。斯う云ふ結論でありました。それでありますから此雜貨の輸出とか或は中小工業の製品の輸出に付ての最も大きな團體で、最も力の有る、さうして金額の大部分を取扱つて居られる所の大阪と神戸は殆ど吾々の趣旨に賛成をせられて居る、それにも拘らず、横濱並に東京の當業者は之に對してあゝした反對的の態度をお執りになつて居ると云ふことは如何にも残念であるから、更に機會を見ましてもう一度當業者の方とお目に掛かりまして、どの點が反對であらうかと云ふことを更にもう一度膝詰めで御相談をして見たい。斯う存じて居るのであります。大阪、神戸の方も最初はこんなものはない方が宜い、商賣は自由が宜いのだ、政府の法律などで以て斯ういふ

ことをせられると吾々の仕事やりにくいといふ極く大體論でありましたけれども、内容を説明して行くと、成程さういふことであれば是も已むを得ない、又ははあつた方が宜いではないかと云ふやうな工合に段々御説が變つて參つたのであります。そこで今日は時間がありますればどんな御質問にでも私共は出来るだけ御答致したいと思つて用意は致して參りましたけれども、まあ御時間がないと云ふ虞もございますから私の説明は此位に止めます。

要するに神戸なり大阪なり横濱なり東京なりで此案に反対された時の一番の要點は斯う云ふことであつたのです。此會社が出来るると全部此會社が中小工業の製品を取扱ふやうになつてしまふ。さうすると従來の輸出業者などは折角骨折つて自分が地盤を開拓したりお

得意を作つたりして居つたが、さう云ふものを皆取られてしまふから非常に不利益だ。中小工業の方は助かるかも知れぬけれども輸出業者の方は非常に不利だと云ふやうなことを第一にお考へになつた。さう云ふことを考へられるのは當然であらうと思ふ。所がそれは非常な間違なので、此案を能く御覽下されば分るのですけれども、此案はさうなつて居ないので。從來の輸出業者は其儘に輸出の取扱をす。從來の間屋は其儘にする。從來の生産業者と輸出業者と問屋の此三つのものが皆此會社に取扱つて貰つた方が自分等の利益だから此會社で取扱つて呉れと云ふ依頼をされるものの方に付て取扱ふ。其邊が非常に誤解の本なのであります。吾々の案の骨子は生産業者と輸出業者と問屋の此三つの業者が此會社に取扱を依頼して來たも

ののみを扱ふのであります。だから此三つの業者の中一つの業者でも、例へば生産業者の方は依頼したけれども、輸出業者の方は依頼して來ないと云ふ場合には取扱はないのであります。問屋が之に反對する時にも亦取扱はないのであります。但し斯う云ふことはするので。其輸出業者と生産業者と意見を異にしたりなんかした時には此會社が仲裁に立つて、それでは斯うしたらどうだ、あゝしたらどうだと云ふやうな仲裁的態度を執ることはありませうけれども、其仲裁が成立しないで對立したりなんかする場合には此會社は全然取扱をしないのであります。隨て從來の輸出業者なり問屋が之に反對する理由がないのであります。そこらが全く誤解なのであります。其次には此會社が直接海外に輸出する。さうすると自分の商賣をなくして

しまふ、斯う云ふことであります。是も全然誤解であります。此會社は此處にも書いてございますけれども全然自分で直接に輸出をしない。輸出は輸出業者の手を経てする。又問屋の手を経て生産業者と接觸させるのであります。此會社が自分で直接にやつてしまはない。是は非常な問題になつて各方面で到る處に於て此點に集中して質問もあり、議論もありましたけれども、それは全然誤解なのであります。此會社はさう云ふことをしない。必ず輸出業者の手を経て輸出する。それは私が申しました通り從來の經濟機構を尊重すると云ふことと同時に、此會社が出来ても自分で商賣をしてさう都合好く行くものではない。輸出業者と云ふものは非常に數があつて、此人達が非常に努力した結果日本の中小工業の生産品が海外に賣れるやうになつたの

だから、此機關を活用して、之を總動員して、非常に努力させて奮發させて勉強させて、さうして今八億九億の品物を十億二十億にして行かう。斯う云ふことがこつちの目的なのであります。そんな小さい、けちなことを考へては居ない。此機關を益々活用させて行かうと云ふのが此目的であります。隨てそれは非常な誤解なのであります。是が主なる誤解であります。

然らば此會社はどんな商賣をするのか。皆生産業者は今までの機關があるのだから此會社に頼んで來るものはないぢやないか。會社の商賣はそれで成立つか。斯う云ふ質問もあつたのであります。是も御尤もですが、實は調べて見るとさうではないのです。此會社に依頼をしたいと云ふものが又澤山あるのです。もう會社が出来ない中

に之を新聞で見て、若し此會社が出来たならば自分の方の商品を取扱つて貰ひたいと云ふやうなことを申込んで来て居るものが澤山あるのであります。之を一々此處で説明を申上げませぬけれども、まあ一番分り易い例を申上げると養殖真珠です。是は今迄一つ十圓位で賣れたのですが近頃養殖真珠の生産が多くなつて國內で競争するものだから一つ一圓にも賣れない。だから歐羅巴へ行つては女中でも養殖真珠の指輪などははめぬさうです。安くなつてしまつたものだから女中さんでもそんなものははめないと云ふことです。隨て養殖真珠は賣れなくなつてしまつた。そこで養殖真珠業者が悲鳴を擧げて、此會社が若し出来たならば第一に之を取扱つて呉れ。さうして歐羅巴で賣れるだけに生産して置いてあとは焼いてしまつても宜い。兎

に角此儘では養殖真珠業者は成立たないから是非頼むと云つて、拜み奉つて来て居ると云ふやうな例があります。是は一つ極端な例でありますが、其外に之に類似したやうな申込が非常に多いのであります。例へばもつと大きな商賣で澤山に工場があつて、是が競争して海外に非常に安賣をする。だから之を統制するには此諸會社を皆合同して一つの大會社にして、さうして海外に賣れば競争は免れるけれども、小さい會社を皆合同することは中々困難で非常に難儀して居る。さう云ふやうな仕事をして居る人達は、此會社が出来ると此會社に依つて之を統制して賣つて貰へれば合同しなくても商品の統制は出来るから是非やつて貰ひたいと云ふやうな希望を持つて来て居る者もあります。詳しくお話しすれば御諒解が出来ませうが、一寸商賣上の都



合で先方からさう云ふことはまあ成たけ公けにして呉れるなと云ふことでもありますから申上げませぬが、さう云ふものを拾つて行けば、此會社で簡単に出来るもので、さうして當業者が非常に喜ぶやうな種類の仕事のみ選んでやつても何千萬圓位の商賣は直ぐに出来るのであります。だから此會社は仕事がないと云ふやうなことを憂へる心配は私は無いと思つて居ります。さう云ふ譯でありますから今までの輸出貿易をして居る人とか、問屋をして居る人とか云ふやうな者の利害をちつとも害しないで此會社が新たな仕事をやつて着々と成功して行けば、今度は、成程あの會社があゝ云ふやうになるのだから、あの會社は有利だから此會社に頼まうと云ふ者が段々殖えて行かうと思ふ。又さうならなければ此會社の目的を達して行く譯に行かぬと思ひます。

それからもう一つ重要な點で各處に行きまして私共驚いて居るのは、此會社を營利會社と見て居る。營利會社に法律で以て絶大の權力を與へて、此會社の手を通さなければ中小工業の生産品を海外に賣ることが出来ないと云ふやうなことをするのは宜しくないと云ふ議論でありました。それを聞いて私共は非常に驚いたのであります。此會社は營利會社ではないのです。その所をどうぞ御間違ないやうに願ひたい。是は絶對に營利會社ではないのです。今日の日本の法制上、是は公益法人の積りでやつて居るのでありますけれども、商行為をするものだから公益法人では出来ないものであります。それで已むを得ず株式會社の組織に依つてはやるけれども、實質は一つの公益的の統制機關であります。だから此會社の内容、計算の内容だとか、利益

配當をするとか、或は手数料を幾ら取るとか、斯う云ふ商品を取扱ふとか取扱はないとか、斯う云ふ金利を取るとか云ふやうなことは皆一々商工省の監督を受けるのであります。それから重役の任免の如きも皆商工省の監督を受けるのであります。先づ第一に利益配當の如きも皆商工省の監督を受ける。そのみならず此會社の事業に直接當る所の支配人とか、専務取締役とか云ふやうな人達は、是は餘程有能な人で餘程偉い人を選ばなくてはいけませんから、十分な報酬も賞與も出して優遇しなければ良い人は集まらないと思ひますから、さう云ふ人達に對しては思ひ切つて報酬も賞與も出して優遇したいと思ひます。唯監督に當る所の人達、即ち今日此會社を起さうと思つて奔走して居る所の吾々のやうな者、此會社に干與することを幸にして商工省

から許されて居る吾々が此仕事の監督に當るやうになれば、無論吾々のやうな者は全部無賞與無報酬で、手辨當で、手車で此會社の爲に奉仕的に努力するのであります。併し此仕事は慈善事業ではなく一つの商行爲に相違ないのでありますから、それで株式會社にはしてあるのでありますけれども、純然たる營利會社では無論ないのであります。一種の公けの機關であるのであります。だから公けの機關でさう云ふ統制の作用をするのでありますから之を營利會社としてお考へになると云ふやうなことは吾々の趣旨と、又商工省のお考と全然反することでありますから、それだけは特にどうぞ御諒解を願つて置きたいと思ひます。尙ほ又膳さんから詳細のことに付きまして申し上げます。私の方は是で終ります。

簡単な要綱を御手許に差上げてありますが、今藤原さんのお話になりました根本の趣旨に基いて、どう云ふ風に是が動いて行くかと云ふことの敷衍を申し上げようと思ひます。此刷物はまだ是が確定したと云ふやうなものでもなく、全産聯關係の委員の方々の中でまあ斯う云ふ風でやつて行きたいと云ふやうな腹案であります。大體商工省も此案で行つて呉れるやうには思ひますけれども、まだ確定しない部分もある譯です。さう云ふ趣旨で御覽を願ひたいのであります。それから此會社が今お話のありましたやうな一種の統制機關であり純然たる營利會社でない趣旨から、商工省では中小産業振興株式會社法と

云ふものを立案しまして、議會に提出する用意をして居つたのであります。まあ新内閣がどう云ふ方針を執るか分りませぬけれども、事務局では趣旨に變りはないと考へて居るやうであります。それから既に此會社の成立を助けます爲に、豫算中に少額ではありますが創立費用の補助金が計上されて居ります。是もまあ豫算がどうなるか分りませぬけれども、左様の所まで進捗して居つたのであります。此會社の營業目的は設立案大綱にもあります通り中小商工業の振興、輸出の進展、是が目的なのであります。差當りやります事業は先づ只今藤原さんから御説明のあつた中小工業製品の買取輸出販賣、或は委託を受けての輸出販賣、是が重要な點であります。次に是等の商品に對しまする金融、或は其債務保證もやります。それから尙ほ附たりにや

はり豫てから問題にして居りました一般中小商工業者に對する資金の貸付及び債務の保證も同時にやつて行かうと云ふのであります。會社の構成はまあ二千萬圓位の資本で始めて宜いのではないか。四分の一の拂込でも足りるのであらう。此資本金の半分は普通株式、半分は後配株。世上の慣例で言へば普通株式と云ふものが優先株、後配株と云ふのが普通株であります。さう云ふ新しい名稱を作らうと云ふのでございます。それから此後配株の方は有志の實業家で高率配當を目的としない、まあ一つ中小工業を助けて行かうと云ふ人の出資に求めよう。勿論是は寄附金でもありません。商工省が配當を五分に制限するか、六分に制限するか分りませぬけれども、公債なんぞよりも澤山の日歩を出すことは資本を集める上に當然と私共は考へて居

るのであります。それから普通株式は輸出業者、生産業者、或は問屋と云ふやうな利害關係者に優先的に株を持たす。更に不足の場合には一般から公募しよう。此普通株式に對しては配當が六分までは優先的であります、尙ほ政府では十年間位、初めの三年間は四分、あとの七年間は六分、此位の程度で配當補給をしても宜しい。斯う云ふやうに商工省では考へて居るやうであります。是も既に大藏省と話が済んで實際上金を出すのが十三年度以降でありますので、十三年度の豫算には計上しよう、と云ふ諒解がある。斯う云ふ説明を受けて居ります。尙ほ此會社に付ては東北振興株式會社や臺灣の拓殖會社と同じやうな法律が出るのだらうと思つて居りますが、やはりさう云ふやうな諸會社に與へて居りますと同じやうな特典、例へば株式の全額拂込

前と雖も新株式を公募することが出来る、拂込資本の若干倍まで債券の發行權を認める、或は預金部とか簡易保險局と云ふやうな方面からの低利資金の融通等も考へて居つて呉れるやうであります。會社の役員制度は先程もお話のありました通り監督を受けます關係上——或ほどの程度まで役所に監督權が與へられるか分りませぬけれども、兎に角此任免に付ては政府の監督を受けるのは已むを得ないかと思つて居ります。尙ほ業務執行の爲めの役員の外に評議員制度を置きまして、利害關係の有る向きから代表の人に出て戴き、其評議員會でどう云ふ商品を取扱ふか、或はどう云ふ營業方針を執るかと云ふ根本の問題を決めてゆく。此評議員の同意を得た上で、どうせ又役所の認可も必要になつて來るのでありませう。さう云ふ風に考へられて居り

ます。それから事業のやり方でありますが、是は商品が千差萬別でありますから一樣に決定して置くことは困難であらう。評議員會なり其他の機關で研究の上に一々の商品に付て決めるのではあります、先づ先程もお話のありましたやうな關係營業者に大體異存のないもの、假に一部營業者に異存があつても會社が中に立つことに依つて話合の出來てしまつたもの、さう云ふ品物を扱ふ。原則的には工業組合、或は其聯合會と此會社が一手の取引契約を結ぶ、——此組合の方は御承知の工業組合法の働きがありますのでアウトサイダーの活躍を許さない。組合と會社と一手契約を結びますと、違反者に對しましては工業組合法第八條の規定の發動が出て參らう。尙ほ商工省では此八條の現在の規定ではまだ不完全であるから、進んでは違反者に對する

營業の制限と云ふやうなものまでも考へて見たいと云ふやうに研究せられて居るやうであります。併し是はどう云ふ風になりましたか、まだ私からお話を申上げる程にも聞いて居りませぬ。尙ほ此會社の業務の執行に付きましては、商工省では既に豫算中にも新しく計上されて居りますが、工業組合の監督助成の相當の經費を要求して居るやうであります。さう云ふ役所の監督助成と此會社とが協力しまして、此會社の創立の目的を助けるやうに働かして行かう。斯う云ふやうな話合になつて居ります。それから金融及び金融保證であります、此會社の取扱ふ商品に付ての當業者、之に對する金融は勿論でありませんが、尙ほ餘力がありませんれば一般商工業者の運轉資金、又短期間に償還の見込のある工場、店舗と云ふやうな設備のものにも直接に金を貸

し、又金融保證もしよう。それから此會社は先程申しました通り會社自身の利益の爲に出来る會社でなくて、關係業者の利益の爲に出来る會社でありますので、一定の配當が出来ました以上は會社の餘剰の利益は、當業者に或は割戻しの制度とか利益分配制度とか何等かの制度で、餘計儲かつた金は若干の危険準備の積立をした外は割戻す、利益に均霑させる。さう云ふやうな制度を採りたいと云ふやうに言はれて居るのであります。以上が大體の仕組であります。

此會社に對して當業者の中に於て中小工業の組合の方で熱心な支持があり、希望があると云ふことは説明申上げるまでもないのであります。唯輸出關係の向きで反對のあることは残念であります、反對の意見書なども出て居りますが、先程説明もありました通り大分誤解

に基くものも多いのであります。尙ほ二三意見書が多分御手許にも行つて居らうと思ひますが、大變な誤解のある點がありますので、二三の點に付て私から一寸理窟ぼい方面であります。敷衍を申上げて置きたいと思ひます。よく斯う云ふことを申すのであります。此會社が中小工業の製品の統制を目的とするのであるならば、それは工業に付ては工業組合法があり、輸出業者の不當の競争を防ぐ爲めならば輸出組合法があり、又金融に付ては中央金庫が出来た。結局さう云ふ制度の運用をやれば宜い。斯う云ふ屋上屋の中間的の機關を茲に作ると云ふことは間違だ。斯う云ふ御議論もよく承るのであります。併し是はさう云ふ輸出組合、工業組合、中央金庫のやうな制度があるにも拘らず、まだ工業組合が十分の活動が出来ない。輸出組合の活動も十分

でない。又中々中央金庫だけで金融が圓滑に行かぬ。其諸機關の缺點と申しますか、缺陷と申しますか、足りない所、それを補充する意味合で此會社が出来るので。詰りさう云ふ既設の諸機關の手の廻らない所を此會社が引受けて、さう云ふ機關が十分に活動出来るやうな一つの補助的作用をさせるのが此會社を作る目的なのであります。實は商工省が非常に此會社に熱心でありますのも全くそこに理由があると考へて居るのであります。既に工業組合法が施行されてから随分組合が出来て居りますが、完全に生産販賣の統制の取れて居る所が極く少いのであります。其何處に缺陷があるかと申せば、結局組合に自分達の造つた商品の賣り急ぎをしなくても宜しいやうな一つの資力がないと云ふ點にあるらしいのであります。實例を申すと一

番能く御諒解が願へると思ひますが、神戸に漸く先年輸出燐寸に付て工業組合が出来まして、今ではアウトサイダーもなく完全に工業組合で統制して居るのであります。それにも拘らず平常ならば一匁二十五圓位する燐寸が十五圓位に値が落ちて、どうしても統制の目的が十分に達し得ない。そこで研究された結果出来たのが昨年の十二月ですか、燐寸の買取販賣會社を作りました。所が買取販賣會社が出来ると掛聲だけで燐寸の値段が一匁七圓も上つて、兎に角相當の價格を維持することが出来た。是などは詰り工業組合だけではどうしても活動が足りない。そこに此買取販賣會社のやうなものがやはり必要となるのだ。併し是は法律で一々のものに強制的に作らせる譯には行かないので、又一つ／＼の商品にさう云ふものを作つて行つたなら

ば商品の不景氣の時には會社はがたつといつてしまふのであります。尙ほさう云ふ會社に缺點とされるのは、やはり此輸出業者との知合の點もあるやうであります。結局中小工業者のみに偏重する譯でもなく、輸出業者や問屋業者の權益も十分考へて居る中間的の斯う云ふ會社が出来ますと、總ての工業組合の缺陷を補つて、工業組合が本當に動いて行かう。それを一つには狙ひ所として居ります。又工業組合と輸出組合と相談すればそれ位のこととは出来るではないかと云ふやうな議論もあつたのであります。現に是も——まあ色々言つては悪いのかも知れませぬが、一例を申せば歐羅巴へ輸出する電球も工業組合で相當の統制を加へて出来て居る。此輸出組合も出来て居る。所が工業組合の方が少し氣が大きくなりまして直接に輸出をすること

に手を出し始めたが爲に、輸出組合との間にえらい問題が起きて、結局お互ひの競争で賣崩しになつてしまふと云ふやうな例も現實にあるのであります。詰り若し斯う云ふやうな会社が中間にありますればさう云ふ無用な競争もなくなつて来る。又金融の方から考へて見ましても、まあ中央金庫も幸に出来上つたのであります。恐らく中央金庫と雖もさう無制限に信用貸ばかりも出来ないのではないか。或は十人連帯とか、或は役員個人の個人保証とか云ふやうな問題も出て来るのではあるまいか。結局工業家に信用を與へる機關が出来ると云ふことは一層中央金庫の働きを十分にするのではあるまいか。斯う考へて居るのであります。大阪あたりに参りました時にも申上げたのですが、甚だ卑近なことで皆様には恐縮な説明の仕方ではあります。が、

中央金庫が出来たのは結局唧筒が出来たやうなものだ。資金に困つて居る譯ではない。併し折角唧筒が出来て、水が下にあつても、唧筒の突出し始めには誘ひ水が要る。詰り此会社は金融の保証をすると云ふことに依つて、詰り唧筒に誘ひ水を入れるやうなものだ。誘ひ水があれば唧筒は圓滑に動き出す。又工業組合や輸出組合のお互ひの缺陷と言ひますか、それを補充する一つのグリースのやうな働きをする場合もあるし、又さう云ふ機關を動かす原動力になるやうな働きもするのであります。結局既設の組合だけで足りないから、又中間に新しく法律で決めて権限のあるものを作つてもいけないので、融通性のある又どう云ふ風にも實情に即したことで缺陷の補へるやうな機關を作つて、既設の工業組合、輸出組合、中央金庫、さう云ふ働きを一層に完全にして

行くと云ふのが此會社の目的なのであります。屋上屋ではなくて、寧ろさう云ふやうな機關を圓滑に動かす原動力としよう。斯う云ふ趣旨が多分に織込まれてあるのであります。もう一つ此會社に對してよく心配だと言はれて居りますのは、成程今は此會社がさう云ふ趣旨であつても、會社はどうせ永久にあるが擔當者の生命は有限なんだから、後で人が變ればどんなことをされるか分らぬ。斯う云ふ懸念をよく言はれるのでありますが、成程是は何等法律に依つて制限されず監督せられない普通の會社でありますから、人が變ればどう云ふやうに營業方針が變るか分らぬと思ひますが、此會社に付ては營業方針は評議員會で決める。或は法律制定の趣旨其ものが會社の動き方を示して居るのであります。普通の株式會社とは選を自ら異にして居ると

思つて居るのであります。之に付ても大變な誤解があるやうであります。まだ申上げたいこともありますけれども、段々時間がきますので、不十分であります。私の説明は此程度で御許しを願ひます。

三、質疑 應答

藤原 此問題は現下の日本の經濟問題、社會問題として非常に重大な問題でありまして、隨て私共も自分の利害の爲に動いて居るのではありませぬ。全く國家に奉仕する積りで致して居るのでありますから、實際に於て當業者が誤解でなく本當に反對して、さう云ふことは止した方が宜からうと云ふ、詰り趣旨を能く諒解致しました上での本當の反對があり、又こんなことはやらぬ方が國の爲に宜しいと思ふことであれば、喜んで斯う云ふものは撤回して差支へないと思つて居ります。併しながら今までの反對は只今申上げた通り主として誤解から起つた反對であつて、大阪などでは其點を反覆説明致

しました處が、七八十人位のお方が熱心に御質問になりまして、終には賛成をされたのであります。さう云ふ風でありますから今日も腹藏なく御質問なり御意見を伺ひたいと思ひます。どうぞさう云ふことに願致したいと思ひます。

○一寸お伺ひ致します。私は別段に全面的に賛否を申上げるのはありませぬが、先づ此設立の内容に付て二三お伺申したいと思ひます。會社設立案大綱第一の(三)に「第一號ノ委託販賣品及前號ノ保管品ヲ擔保トスル貸付」とありますが、是は各個人なり一部製造會社と云ふやうなもの、申出に付ても貸付とか或は委託販賣をするのでせうか。又は全團體でなければならぬ乃至は全日本のものでなければいかぬのか。或は一小部分のもので宜しいのでせうか。

其點をお伺致します

藤原 斯う云ふ風な建前になつて居ります。全團體と會社と契約して其團體の御同意のもののみ扱ふと云ふことを先刻申上げたのであります。だからして全團體とさう云ふ契約は致すのであります。併しながら全團體が商品を共同責任で持つて來る。それに對して全團體の共同責任で金を貸してやると云ふことは事實上不可能なことでありますから、それで全團體と契約は致しますけれども、貸付の如きものは組合の中の各個人に對して實行する。斯う云ふことに實際はならうと思ひます。

○さう致しますと假に大阪方面の工業團體と關東方面の工業團體とが、同一の商品でありながら關東は入つて居るが大阪は入つて居

らないと云ふ場合はどうなりますか。

藤原 さうすれば入つて居るものゝみに對して責任を負ふのでありまして、入つて居らぬものには責任を負はぬと云ふことになるのであります。

○ さう云ふことになりますと價格の統制と云ふやうなことは目安が付かない關係上、其價格の委託價格とか或は又保管のパーセンテージなどは非常な狂ひがあつて、或は満足しない貸付金であると云ふやうな問題が起りはしないかと思ひますが……。

藤原 斯う云ふことにならうと思ひます。さう云ふ場合には今御質問のやうな虞のあるやうなものでありましたならば、此會社は取扱をお断りしたい。大阪と東京と意見を異にして、大阪の方が入つて

東京の方が反對する爲に價格の統制が出来ないと云ふやうなものがあれば、全部の御協議が出来るまで此會社は取扱をお断りして、さうして業者が十分御意見を御交換になつて、其上で意思が疏通して、全部が入つて來ると云ふ場合に此會社は取扱ふ。斯う云ふやうに御承知を願ひたい。唯お断りして置きたいと思ひますことは、東京なり大阪の團體の大多數例へば九〇%なり或は九五%のものが入つて來て、五%のアウトサイダーがある爲に旨く行かぬと云ふことは随分今まで例があります。さう云ふ場合は此會社は九五%の團體から申込があれば其申込を受けまして、只今の膳さんの説明の通りに工業組合法の活動に依りまして、アウトサイダーは此會社に取扱を委託することを法律的に命令されることになり強制されて

しまふのであります。それで此會社は強制の力に依つて其値段を維持して圓滿に取引をする。統制しました値段で賣つて行くと云ふことが出来るのであります。若し只今御質問になりました東京と大阪の方が別々になつて、統制が不可能であると云ふやうな場合にはこちらの會社は断りしたいと思ひます。

○ もう一つお伺致しますが、資本金二千萬圓に對する四分の一の拂込と云ふと結局五百萬圓になります。何れ後の未拂込は徐々に徴收して行くと云ふことにはなりません。大體一寸検討致しまして全國の中小産業を振興するとすれば餘りに少額で、僅か五百萬圓位ではどうかと云ふやうに考へられるのであります。如何でありますか。

藤原 御尤もであります。さう云ふお説もありました。吾々の仲間でも議論したこともあります。併しながら又見様に依つては、例へば此會社が堅實に仕事をして行つて、さうして前進的に仕事を擴張して行けばそれだけの金も要らぬのであります。商品を擔保にして金を當業者に貸すと云ふ場合は、直ぐにそれは金融業者、詰り中央金庫なり或は普通の金融業者なりが、此會社の手形に對して再割引をすると云ふことは喜んでするだらうし、又資金が入用であれば中央金庫だとか其他色々な金融機關があるのでありますから、金融に付ては此會社は困難しない。そこで五百萬圓と云ふ現金も要るまいと云ふやうな説もあります。結局人がなくては此會社の目的を達することは困難であるから、先づ以て適當な人を要する。人が出

來て來て其次に營業者の團體から熱心な希望があつた場合にそれを能く検討して見て、此人に之を取扱はして見たならば必ず成功すると云ふ場合にのみそれを取扱ふと云ふやうにして行かう、三年か五年の間には其間大して大きな商賣も出来ないから金も要るまい。それから先それを堅實にやつて行けば、金融業者などは喜んで金融をして呉れるから、商賣の金額はどん／＼殖へるけれども、金の方は相當融通が付く。だから資本金は一千萬圓位で宜くはないかと云ふやうな説もありましたが、商工省では今御質問のやうな趣旨で、法律までも態々出して中小工業を救済すると云ふ立場からやるのであるから、一千萬圓では餘りに小さい。成だけ大きな會社を拵へてせめて二千萬圓位にはしなればと云ふやうな御内意もありまし

た。結局大したこともないからまあそれでは其位にして置かうと考へました次第であります。そこで是は足りないとも見られますし、又剩るとも見られますから、どうぞ左様に御諒承を願ひたいと思ひます。茲でもう一つ御参考までに申上げて置きたいと思ひます。ことは、輸出業者なり貿易業者の團體から之に對する全面的の反對があること云ふことが新聞に度々出ました。すると今度は生産業者からは是非之をやつて貰はなくしては困る。さう云ふ中間機關の反對に依つて之を止めると云ふやうなことがあつては生産業者としては困るから、中小工業の側としては是非やつて呉れと云ふやうなことで、若し中間機關がさう云ふ運動を開始すれば、吾々の團體も運動を開始して議會に請願でもしよう。だからさう云ふ反對の爲に止

めて呉れるなと云ふ有様で、吾々としては生産業者と中間業者とが對立的な争となつても困るからと言つて其場を抑へて居るやうな状態であります。

○ 私共もう一つ重大な問題を考へて居ります。從來の例から見ますとやはり是も一つ統制團體であります。一商品の統制されたものを一般の中小貿易業者であるとか問屋業者、其他一般の者が取扱ひました結果は、自由競争の場合に比較致しまして大體に於て今日まで悪い結果を來して居りますが、其爲に貿易業者其他一般商業者が賛成しないのぢやないかと考へて居るのであります。實は私共もさう云ふ團體に入つて居りましてさう云ふ意見も聞くのであります。それはどう云ふことになるかと云ふと、統制されると大資本

家の所に大部分の商品が集つて、多量に販賣されるやうな結果に變化しつゝあると云ふことが、中小貿易業者などの苦痛とする所ではないか。斯う云ふことがやはり問題であります。此處に三井さんもお居でになつて居りますが、統制された商品は、大分三井三菱の大手筋にのみ其品物が行つてしまふ。斯う云ふことが小さい連中の叫びであります。其處に行き易い、陥り易いと云ふ傾がありますが、何かそれを初めから規則の上に縛ることが出来れば宜いのです。併し是は人が任意にやるものとすれば、やはり多量に商品を抱へ込んで倉庫に積んで置く、金は貸して置く、中々思ふやうに荷は捌けないと云ふことになれば、小口にぼつ／＼賣つて居るよりも、各所に三井物産のブラシチがありますから纏めて委託して出してしまふ

と云ふやうに、大體今までのものは陥り易いのでありますが、さう云ふことを何か制限する所の一つの規則と云ふやうなものが出来るかどうか、お伺致します。

藤原 御尤ものお尋であります。さう云ふ御質問は横濱でも出ました。先日東京でも出ました。神戸でも大阪でも皆同じやうな御質問なり御心配なり色々御意見が出ました。是は私洵に御尤もなことを思ひます。それに對して私は斯う云ふ風にすると云ふことを申して置きました。不景氣な時などは、大きな資本の力があり大きな機關がある、さう云ふ機關に依つてやつて貰へば便利なものだから、さう云ふ風になると云ふことであります。此會社と云ふものは愈々此會社と契約してしまへば、其契約期間中は大體斯うなります。

例へば三年間なら三年間は此會社は或る特定の品物を取扱ふと云ふことを決めれば、其三年間は此會社のみに輸出の權利があるのであります。其處が私共の狙ひ所であります。此會社以外のもの例へば三井物産なり三菱商事なりの大會社がありまして之を取扱はうとしても、法律上是が不可能と云ふことになります。此會社が取扱ふと云ふことになりましたら、どんなに大資本の力を以ても、どんなに大機關の力があつても駄目であります。大阪などでは露骨にさう云ふお話がありました。大會社があつて中小工業者の生産品を買取つて、此會社を壓迫すると云ふやうなことがあつたらどうするかと云ふやうな質問までありました。併しながらそれが無いと云ふのは、法律の力で此會社のみが輸出する權利を持つてしまふの

です。そこが今度の中小産業振興株式會社法案が議會に出る譯であります。それでありますからどんなに大資本の力があつても、今度は法律の力でそれは防禦される譯であります。其次には是は一番最初に私が申した通りに、從來の輸出業者が取扱つて開拓して擴めた販路に付ての問題であります。是は諸方で以て澤山同じやうな質問がありました。例へば向井さんを前に置いてさう云ふ説明をするのは少々恐縮ですけれども、それは今までは輸出業者が骨を折つて南洋でも亞弗利加でもさう云ふ所で販路を開拓する。販路を開拓すると大資本が行つてぼかつと販路を取つてしまふ。さう云ふことがあるから今度斯う云ふ會社が出来た時にも、折角出来た販路をぼかつと取られてしまふ。さう云ふことになるかと非常に困

ると云ふのが反對論の主なる理由でした。でありますからさう云ふことで御心配を掛けないやうにするのが當然であります。從來の輸出業者がそれだけの販路を開拓したのだから、其努力を尊敬してそれに敬意を表して、輸出業者を使つて其商品を海外に輸出すると云ふことが此會社の建前になつて居るのであります。それですから例へば當業者が競争して値を賣崩すと云ふことになれば、同じ輸出業者が澤山あるやうな場合には、其輸出業者にプールのやうなものを作つて、今までの取扱數量に應じて権利でも決めて、甲は五〇%、乙は四〇%と言つたやうに從來の権利を尊重してやると云ふことも出来るから今まで努力してマーケットの開拓をしたものを、大資本中間機關を持つて居るものにぼかつと取られてしまふと云

ふことは斷じて此會社は致しませぬと云ふことの説明を致して置きました。ですからどうぞ其點も能く御承知置きを願ひたいと思ひます。

○ 少し微に入り過ぎるかも知れませぬが、さう云ふ場合は勿論此に依つて寧ろ好い結果になると思はれます。從來は小資本に依つてやつて居つた人達は所謂大財閥の資本に依つて統制されると云ふ結果になつたのでありますが、今度は此振興會社に依つて其事業をすると云ふことになります。けれども今の御説明でまだ足りないと思ふのは、假にオーバープロダクションの場合はどうするか。是は實例があるのであります。非常にスムースに需給關係が行つて居つたものが、或る關係上生産品がストックされる。各世界の市場

でそれを賣らうとしても中々色々な事情で賣れませぬ。商賣でありますから色々な情報を取つて見るが皆悲觀説ばかりである、何時此品物は賣れるのだと云ふやうなことに直面することがあります。是は長い間に私共澤山色々な商品で出會つたのであります。さう云ふ際には製造家は何時までも賣らずに置けば、金利であるとか倉敷が掛るばかりだから、此際安賣りしても宜いから一遍に品物を片付けて行きたい。去年の古いものを何時までも置けば今年の新しいものも製造が出来ないではないかと云ふことも實例としてあるのであります。去年のものがストックされて居るから今年は去年同様には製造するなと云ふことも言へないだらうと思ひます。さうすると前年度のストックを會社が抱へ込んで居つて、各ブールで

ぼつ／＼賣つて行つても、此プールの力が弱くて賣れないと云ふ場合には、能く三井物産さんや三菱商事さんが乗出して、宜しい、兎に角賣れるか賣れないか分らないが、其品物を海外に持つて行つて見よう。さうして適當な値段で處分してやらう。斯う云ふことになりはしないかと云ふ私の心配があります。

藤原　それもやはり各方面で色々質問になりました。實際上としてはさう云ふことも能くあり得ると思ひます。そこで此會社としては今のやうに物の値が上つて段々に生産原價も上り、海外の賣行も上つて行くと云ふ時には、今御質問のやうなことは起り得ない。之に反して相場が下落して來る時にさう云ふことが起るのであります。それでありますからして此會社は自分の取扱ふ商品に對して

は無論商品の検査も致しますし、又商工省の検査規程に依つて輸出の検査までも此會社が引受けてすることにならうと思ひます。其次は此會社は生産制限もやることになると思ひます。と申しますのは會社の方から生産業者なり輸出業者なり問屋なり其契約をして居るものに對して、今年度は是だけ製造したけれども明年は是以上は買ひませぬ。斯う云ふ譯で段々賣れなくなつて來たから、明年は是と是としか買はない。斯う云ふことも協議の上決定するのでありますけれども、さうなるから自らそこに生産制限と云ふことが行はれるやうになる。又はは生産制限をどうしても導くやうにすることが此會社の統制の任務であります。一方に於てはさう云ふ風にして生産を制限して置いて、他方に於ては從來のストックを捌

いて行くと云ふことを考へなければならぬ。そこで従來のプールならプール、輸出業者なら輸出業者なりの手に依つて此製品を捌くことが出來ないやうな時は、輸出業者とかプールの團體と協議の上に臨機の處置として大資本家なり大財閥の手に依つて、臨機に其商品を捌くと云ふことはあるかも知れませぬが、此會社が單獨に大會社大資本家の利益の爲にさう云ふことは致さぬ積りであります。唯當業者の爲にさう云ふ臨機の處置を執つた方が利益であると云ふことが御協議の結果決つた上でやることでありまして、財閥を保護するとか大資本家を保護すると云ふやうな、さう云ふお疑ひの懸るやうな行爲は執らないで立派にやつて行けると私は信じて居ります。

○ 取引先に對する利益金分配と云ふのは、販賣業者又は製造業者の兩方に跨がるのでせう。

藤原 そんなことゝ思ひます。例へば養殖眞珠が今一圓位であるが、それが假に五圓で賣れるやうになつた場合は、製造業者ばかりが其利益を取ると云ふことはいけない。販賣業者も非常に努力して五圓に賣るのでありますから、其利益を全部生産業者にのみ分配すると云ふことは公正でないと思ひます。やはりさう云ふ場合には努力して貰ふ所の輸出業者にも分配し、生産業者にも分配すると云ふことが當然なことであると思ひます。又さうしないと云ふと輸出業者が勉強しないから、輸出業者にも利益があると云ふ制度にして置かぬといけないと思ひます。

○ 大工業と中工業との境はどう決めるのでありませうか。

藤原 是は學術的に言ふと非常に面倒であります。所が之を常識的に申しますと非常に樂であります。是は今までも社會問題とか労働問題の時に始終出たのですけれども、まあ學術的問題は學者にお願致しまして、吾々が今まで論じて來ましたのは百人以上の労働者を使つて居るものを大工業と看做し、百人以下のものを中工業と看做すと云ふことにして始終常識的にやつて參りました。でありますから今もそんな頭でそれをやつて居りますが、實際問題としては例へば百五十人の労働者を使つて居るやうな工場があつて、さうして其會社が取扱を依頼して來た時には之をどう取扱ふかと云ふ實際問題が起つて參ります。さう云ふ時は吾々の方で之を取扱ふ方

が宜いと思ひ、又大産業の邪魔にならぬと思へば、商工省の認可を得て之を取扱ふ。又商工省が認可を與へなければ、それは大産業の方に屬するものと見て吾々の方は取扱をしない。それでありませうから事實問題としては商工省の認可を得ると得ないを境として行きたいと思つて居ります。

○ 私大體只今の所諒解致しましたが、尙ほ詳細に互つて伺ひたい點もあるやうな氣がするのであります。それで今後御質問申上げるとすれば、お伺申します場所はどちらへ行きましたら宜しうございませうか、一寸お伺致します。

藤原 どんな御質問でも喜んでお答致します。先づ膳さんの方で答致すと思ひますから、膳さんの方へ直接お出でになりました、膝詰

めでお話願ひます。若し膳さんが法制のことでなしに商賣のことで、實際商賣上の扱ひとしてどうするかと言つて、御返事が出来兼ねるやうな時には、私がお目に掛りまして私からお答致します。大概の所は今まで餘程研究して、各方面での御質問は同じやうでありますから、膳さんで御返事が出来ませうから其方へお願致します。それですからどうぞ一つ御遠慮なしにお願します。本當に皆さんがそんな餘計なことをするのは吾々非常に困るからと斯う仰しやつて、それが私共も如何にも御尤もだと思ひますれば止めても宜しうございます。自分は是が爲にどうしてもやらなければならぬと云ふことはありませぬ。自分は是が國家の爲になると思つて居るか、らやらうと思つて居るのであります。手辨當、手車、無報酬、無賞與で

働いて人に憎まれるやうな、そんな馬鹿なことは致しませぬから、どうぞ虚心坦懐にお考になつてお話を願ひたいのであります。

○ 東京の會議所に貿易業者の方から陳情が参りましたが、結局私共の考へます點は運用の問題であらうと思ひます。理論の問題ではありませぬ。例へば性質は全然違ひますけれども、よく貿易業者が言ふのです。是は産業組合のことではなからうかと思ひますが、産業組合は今の會社とは全然性質は違ひますけれども、大體産業組合と云ふものが出来ませぬ時は、本當に中小企業者の爲めの機關と云ふ意味で出来るのであります。所が商工省の役人が段々出て来てそれが組合の役員になると、次第に事業を擴張して行つて、結局本來の分野から出てしまつて進んで行くと云ふことがあるのであります。

が、此會社も出來てしまふと其後で本來の分野を飛び出すやうなことになりはしないかと其點を慮れるのであります。

八二

藤原　今の御質問と同じことを熱心に質問されたことがありました。丁度此機會に皆様の前で答して置きますが、それに對して私は斯う申したのであります。此會社と云ふものは監督機關たる商工省からはどんな嚴重な監督でも受けます。一枚の傳票でも帳面でも引繰り返して見て貰つても宜しい。毎日監督者に來て見て貰つても宜しい。併ながら執行機關の方は民間の經驗のある方に委せて貰はなければ困ると、商工省に對しては其事をきつく言つて居ります。是が民間の經驗のある人で民間の商賣に關係のある人が行つて、當業者の團體と協議してやれば今お話のやうなことはないのであり

ます。けれども、之に反して若し商工省が自分の植民地を作つた積りで、役人の古手の人などをどん／＼社長に任命するとか、副社長に任命すると云ふやうなことに依つて從來同様なやり方をおやりになれば、必ず今お話のやうなことになるから、吾々は株を持つこともお斷りするし、會社を設立することに奔走することもお斷りして商工省と絶縁すると云ふことを言つたのであります。すると商工省は能く分つた、此會社にはさう云ふことはさせぬからやつて呉れ。實際經驗のない官吏が斯う云ふむづかしい仕事をしようとするとは間違ひだ。さう云ふことはさせないからどうぞ一つ骨を折つて、中小工業の爲に盡力して呉れと頼まれて、それならばやりませうと云ふことでやつて居りますから、どうぞ其點は御信用願ふより仕

八三

様がないと思ひます。それからもう一つは是も向井さんを前に置いて説明するのは洵に困ることではありますが、大阪でも神戸でも横濱でも私が三井に關係があると云ふ所から、あんなことを言つて居るけれども、此會社を拵へて置いて皆三井の方にやつてしまふのではないか。さうなると當業者としては非常に困る。財閥の方に自然に行つてしまはないか。あんな旨いことを言つて居るけれども、やはり商賣人であるから其實は皆三井、三菱に儲けさせるやうなことをするのではないかと云ふことを露骨に言ふのです。それは三井も非常に迷惑であります。三菱さんでもそんなことまでして儲けなくても宜いのですから、そんなことまで御心配なさらなくても宜いではないか。吾々がやつて居る以上はそんな不公明、不公正

なことは世間も許さぬし自分もしたくないから、虚心坦懐に説明を聞いて戴きたいと云ふので説明を致して居るのであります。大阪では段々と説明をして三時間もやりました所、大抵大阪の人は納得して呉れまして、さうであるならば三井、三菱に入つてしまふのではない、大資本家にやられるやうなことはないと云ふことがお分りになつたやうでした。

○ 大變能く分りました。私は是非藤原さんにも願して置きたいと存じます。今の御説明で能く分りましたが、各自心配されて居る要項をお心に止めて戴きまして、どうかあなたの設立の發端の趣意と致しまして、細かく記録されましたものを、會社の營業の根本方針に止め置いて戴きたいと云ふことをお願したいと思ひます。勿

論あなたがお居での中は其御趣意通りに行き、又一般の従業員も動くと思ひます。併し人は何時代るか分りませぬ。二代三代となつて結局當初の意思と反するやうな事になつてはいけませぬから、定款外に細かい方針綱領と云ふものを作つて會社の綱領として戴きたいと思ひます。

藤原 承知致しました。御尤もと思ひます。それから尙ほ此問題が大分喧しくなつて参りました。世間の誤解が又更に誤解を産む虞もありますから、今日は速記を連れて参りましたし、又大阪、神戸、横濱、各所に於て速記を取つてありますから、それを皆整理致しまして一つのパンフレットを作りまして、さうして斯う云ふやうな質問應答を致し斯う云ふ経過を以て此會社は成立つたと云ふことを明にして

置きたいと思つて居ります。實は會社の生命は永久でありませんが、吾々此會社の發起人の生命は短いもので限られたものでありますから、發起人はさう思つて居つても、他日其趣旨が變化して参つて皆様の御期待に背くやうな事になつては吾々として相濟まぬことでもありますから、それ故に之を三年なり五年なりの間にちやんと此會社を軌道に乗せて、さうして發起人が此會社を設立した趣旨通りの會社を作りましてそれを後繼者に引渡しまして、此趣旨だけは完うして行くやうにしたいと云ふ積りで居るのであります。大阪でも横濱でも何處でも皆御質問の中に、此會社が出来ると云ふと此會社の當事者は必ず此會社の利益になるやうにばかり努力する、さうして自分の力を現はしたいと云ふ風になるし、さうなれば此會社は

儲けるけれども當業者は儲からないと云ふことで、非常な不便を感ずるやうなことになるつて來て困るからと云ふ御注意が度々ありました。それも御尤ものことで無論營利會社でないから、會社の當業者が會社の利益を主とすると云ふことは宜しくないことである。營利會社と違ふのだからさう云ふことにならぬやうに此會社を運用して行く。此會社は會社の利益を圖るよりは關係當業者の利益を圖らなければいかぬから、さう云ふ風にやつて行くのである。だからさう云ふ所も御安心を願ひたいと言つて反復説明を致して居ります。今の御質問が丁度其處に當つて居つたやうであります。御趣意に副ふやうに致しますから、それは御安心を願ひたいのであります。

○ 大體の趣旨に於ては是が實際に政府の所謂半官半民の會社と云ふことになる、五年か十年やつて居ればどうも役人が來て自分等の仕事をせむが爲に無理な操縦をされると云ふ心配があります。他に色々な懸念をして見ればまあそれ以外にはさうありません。けれども問題は其心配です。大體の趣旨は何でもかんでもやつて行くと云ふのではなく、必要なものだけやつて行かうと云ふ方針でやるのであるから安心しろと言つても、現在の當局者を信頼するとかしないかと云ふやうな問題ではないから、その所は餘程何かしつかりして置かなければならぬと思ひますが、どう云ふことをやつて宜いか、會社の成立ちが成立ちですから効力がどうなるか分りませぬけれども、先づ今注意のあつたやうなことは、餘程皆の心配を取

除くことにはなると思ひます。

○ 膳君、法律案も出来て居つたやうだね。

膳 法律案と云ふのはそんなに絶對的に是が統制権があると云ふやうな問題ではなくて、まあ大體東北振興會社法と云ふものを御覽になれば分ると思ひます。

○ 法律と云ふものがあれば心配ないやうに、將來運用を誤らないやうに行けるが……。

膳 議會で審議する時には或は希望決議とか或は政府の方針に對する質問に依つて、會社の運用の趣旨と云ふものをはつきりさせて置くかと宜いです。今はそれが會社の一つの憲法だと云ふものは、詰り今話のあつたやうなことは、定款にも載せてないし法律にも何もあ

りませぬ。

○ 法律にすれば一層はつきりと分るぢやないですか。

藤原 結局斯う云ふことになるのです。統制經濟と云ふものは私は面白くないと思ふ。學者を前に置いてそんなことを言つてはをかしいけれども統制經濟と云ふものは面白くない。けれども今までの實行が宜しくない。それだからしてあゝ云ふ變な當初の趣旨に反したやうなものが出て來たのである。それであるからして斯う云ふ事業をするに付ては第一に人が大切である。當業者と云ふものは命懸けで以て何十年と皆努力して來て居る人達であるから、其當業者を無視して何の關係もない經驗もない官吏が、統制經濟などの運用の任に當るやうなことは出來るものではない。それを政府

は法制さへ作れば實行は官吏の手に依つて樂に出來ると思つて、政府が機關を動かすやうに考へたのが間違ひであるから、總て今後政府が統制をやらうと云ふことに付ては人をどうするかと、人の方から先に考へて行く。さう云ふ議論から出發して行くのですが、此會社も一つの統制經濟の機關である。資本主義の方から言へば資本主義を是正する機關、統制經濟の方から言へば新しい試みの一つの機關です。斯う云ふものを政府の官吏に運用させると云ふことは飛んでもない間違ひを起すから、それは絶対にいかぬと言ひました。所が今の商工大臣は賛成です。其通りだと言つて居る。併ながら商工省にはまだく／＼中々色々な説があるから、餘程注意してやつて行かなければならぬ。膳君や吾々が商工省の局長に會つて反

復其説明をして、之を又やり損ふと飛んでもないことになるから、斯う云ふことで一つ範を示したらどうか。人さへ得れば此一つ新しい統制經濟の試みも成功すると云ふことを示した方が政府としても宜い。斯う言つて非常に熱心にやりました結果、商工大臣は非常に賛成して居ります。

○ どうも役所の官吏の頭と云ふものは、組織さへやつて行けば其組織の上に乗つて行かうとして居るから、幾ら説明してもどうしてもさうなる。組織さへ出來れば人は誰だつて出來ると云ふさう云ふ考では、幾ら經驗を以て説明しても分らぬ。民間の仕事に組織々々と下らないことばかりやつては、却て其組織が邪魔になつて、本當の働き、本當の運用と云ふものは出來るものではない。そこは根本に

於て建前が違ふからむづかしいですね。

藤原 此處で斯うやつて話せば皆分りますが、商工省に行けば是だけ話しても分らない。所が今日では商工省でも大分わかつて大體に於て賛成ですし、事務官の方は殆ど賛成して居ります。

○ さう云ふ點も例へば皆を説いて賛成させて、民間の意向が反映するやうにして置きたいと思ひます。

藤原 色々此話が進行して今度は此法律案が議會をパスすると云ふことになれば、それに依つて政府は創立委員會と云ふものを作つて、其創立委員會で總てやつて行くことになるだらうと思ひますが、其處で運用の規則でも決めると云ふやうな場合には、一つうんと民意を政府の方に反映するやうに御盡力を願ひたいと思ひます。

○ 私は斯う思つて居ります。現在日本の配給機構と云ふものは非常に不合理な點が多い。一つは配給機關が複雑して居るから統制の必要がありますが、統制があれば摩擦がある。併し此摩擦を避けないで統制は出来ないから、摩擦が厭なら統制は出来ない。斯う云ふ風に考へて居りますが……。

藤原 それはあなたの學説です。私は早稻田大學に行つて講義をして非常に驚いたことがある。早稻田に行つて講義をしましたら、學生が入り切れないで廊下に立つて居る位、七八百人位も來て聞いて居る。私は中小工業問題をずつと論じて行つた。從來の經濟機構を其儘にして之を活用して、さうして中小工業を救済すればと云ふ説明をずつと説明して行つた。さうすると或る學生から手紙が參

りました。読んで見ましたら今日のあなたの説明は、吾々が学校の先生から聞いて居ること、全然正反對で非常に意外に思ふと言つて來ました。それはどの點かと云ふと今御話のやうに摩擦をさせないで統制經濟は出来るものではないとか、中間機關と云ふものは今日入用でない。生産者から消費者へやるのが當り前だと云ふ風に早稲大學では經濟の講義をして居るものと見える。だから私が從來の經濟機構を其儘活用させて、摩擦どころではない。之を活用させて目的を達する。生産者から消費者へと云ふ學說には反對だ。斯う云ふことを申しましたら、鹽澤先生から、どうも實に意外だ。あなたは義理で生徒に講義に來たけれども、實は吾々教員に講演して貰つたと思つて、自分は經濟部長として非常に喜んで居ると言はれ

ました。學者と吾々實際家との間にそれだけの距離がある。此問題で私は副産物と云ふものを發見したのであります。摩擦をしないで之を活用して旨くやつて行くと云ふのは吾々の力、吾々の腕で出来ると思ふ。又さうすることが吾々の務めであります。それを學說的に御考になるとさうではない。けれども實際的に考へるとそれを上手に使つてやり得ると思ひます。

○ 外の方の統制は別問題であらうが、配給だけの統制に付て言へば、日本の配給機構には非常に不合理な所がありますから、私共は此統制をやることは宜いと思つて居りますが、是だけはどうしても摩擦なしには統制が出来ないと思ひますが……。

藤原 私は摩擦なしに統制するのが吾々の力であると思ひます。私

に言はせれば摩擦させてやるのは誰でもやる。法律の力でやつて行けば誰でも出来る。併ながらさうでなくて統制して何時の間にか知らず識らずの中に旨く統制が行はれたと云ふやうにするのが僕等の任務であらうと思ふ。そこだけが根本的に違ふのです。困難は困難だけれどもお互に斯う云ふ問題が起つた。それでは斯うしようぢやないかと、斯う云ふ風にやつて上手に運用して行けば私
は出来ると思ひます。

○ 民間式にやれば出来ませうが、之を役所式にやればどうも旨く行かない。實際にさうなり易い傾向を持つて居ります。

○ 半官半民の會社と云ふものは兎角さうなり易いね。

藤原 役所から社長なり専務取締役を任命すると、さう云ふことにな

りますね。

(以下一月十八日大阪輸出組合聯合會懇談會に於ける質疑應答)

○ 先程藤原さんの御説明の中に、営業者の九九パーセントまで賛成のあるものでなければ、取上げないと云ふお話があつたと思ひますが、此の営業者と云ふ意味は、生産業者、問屋業者、輸出業者の三つを全部加へた九九パーセントと考へて可いものでありませうか、或は生産業者だけのことをお話しになつて居つた譯でありますか、私一寸聞き漏しましたので、其の點を伺ひたいと思ふのであります。

藤原 お答を申し上げますが、それは営業者の九九パーセントと限つて申上げた譯ではなく、営業者の大多数と云ふ意味でありまして、例へ

ば當業者の九九パーセントまでが此の會社に依つて販賣せられることを希望して居るに拘らず、一パーセントの人が反對して、アウトサイダーとなつたが爲に、競争を防止することが出来ないと言ふやうな場合には、工業組合法第八條の發動に依つて、政府が法律の力を以て之を防止し、此の會社に獨占的にやらせることが出来ること云ふことを申上げたのであります。それが九五パーセントであるか、九四パーセントであるか、又九九パーセントであるかと云ふやうなことを尋ねられても、はつきり申上げることは困りますが、つまり大多數の當業者が希望する場合にのみ此の會社が仕事を引受けると云ふのでありますから、左様御承知を願ひます。而してあなたのお尋は、其の當業者と云ふのは、生産業者を指すのか、或は輸出業者も問

屋業者も全部を當業者と看做すのか、斯う云ふお尋であつたと思ひますが……。

○ さうです

藤原 それは神戸でも丁度同様のお話があつたのでございます。私共が斯う云ふ會社を創立しようと言ふ場合には、そこまで詳しく研究して相談した譯ではありませぬけれども、段々皆さんのお話を伺ひますと、是は矢張り輸出業者も、問屋業者も、生産業者も、各業者の多數の御希望に依つてのみ其の仕事を取上げると云ふことにした方が安全であつて、業界の圓滿を保つ所以だと思ひます。つまり輸出業者も問屋業者も、其の方が宜からうと思ひます。つまり輸出業者も問屋業者も生産業者も皆希望した場合に此の會社が取上げ、是等の反對が多い

場合には取扱はない、斯う云ふ風に神戸でもお答へして置いたのでありますが、更に生産業者は此の會社に取扱を希望し、輸出業者や問屋業者はそれに反対すると云ふやうな場合にはどうかと云ふやうな意味合のお尋がありました。さう云ふ時には矢張り此の會社が中間に立つて、之を妥協させ、圓滿な解決が出来た上で此の會社が取扱ふ、斯う云ふ風に申上げて置きました。お解りでございましたか。

○ 有難う存じます。解りました——尙ほ諄といやうであります。もう一つ伺ひます。此の會社は絶対に直輸出をしない。從來の機構を其の儘尊重してやつて行くと云ふことでありまして、私共もさう云ふ風に望んで居りますが、此の會社が一時お買上げになつて、會社の倉庫に入れてから、お賣りになる場合に當業者としての心配は、從

來の貿易業者そのものにお賣りになることもありませうが、或は此の品物は何處其處へ委かした方が有利であると云ふので、大きな所へ一手に委かすと云ふやうなやり方をなさる意志はないのでありませうか、そこをはつきりお答を願ひたいのであります。

藤原 — それも亦神戸でも丁度同じやうな御質問が出ました。つまり從來輸出業者が苦心慘憺して新しきマーケットを開拓し、新しい商品を賣擴めて、相當商賣になつて來ると、横から大きなものが出て來て、それをポカンと奪つてしまふと云ふやうなことがあつて、非常に難儀をして居ると云ふやうなお話も承りました。今のお尋と丁度よく似て居るのでありますが、此の會社は絶対にさう云ふことは致しませぬ。却てさう云ふ大手筋が今まで他の輸出業者が苦心慘憺

して開いたマーケットを横取しようとすることを防止する役目をするのであります。即ち此の會社は從來の輸出業者の努力に對しては、其の努力を尊重して、之を保護すると云ふ立場に立つ譯でありますから、品物を買取つて、之を販賣する時には、從來の輸出業者の勢力範圍と云ひますか、又取扱數量と云ひますか、さう云ふものを打算加味して、適當に従來の輸出業者に之を配分して、販賣して貰ふと云ふことを原則と致しまして、それを横取しようとする云ふやうなものは此の會社が之を防止すると云ふ役目をしたいと云ふ風に考へられて居ります。又さう云ふことが我々の此の會社の設立を發起いたしました一つの重大な理由になつて居るのであります。

○ 先程からの御説明を伺ひますと、本會社の目的の重大なる一つと

して、金融の保證をしてやると云ふお話でありましたが、成程先般の中央金庫の創立に當つて我々輸出組合、殊に工業組合の多數のものは個人保證と云ふやうなことは絶対に止めて貰ひたいと云ふことを希望したのであります。併しお話しに依りますと、中央金庫ではどうも個人保證と云ふものがなくては都合が悪いやうだ、さう云ふ場合に此の新會社で保證をすると云ふことであります。成程個人保證は成べく避けて貰ひたいと思ひますが、どうしても個人保證が要ると云ふことになれば、それは又已むを得ませぬ。此の組合が絶対に必要な貸出を要求するのであれば、個人保證を時に依つては已むを得ず承諾するかと思ひますが、併し中央金庫の制度をもう少し研究して、何とか其の邊のことを改善すれば可いのであります。つ

まり新會社に對して政府が相當の補助をされ、相當危険を分擔されるのならば、それだけの力を中央金庫に注いで貰へば、中央金庫一本でも可い譯であつて、其の方が寧ろ簡單に解決されるのでないかと思ふのであります。又この新會社が保證をしてやらうと云ふことを企て、居られるならば、新會社と雖みすく、危険を冒してやられる筈はないのでありますから、それに對して相當の代償を取られること、思ひますが、代償を提供するならば、それだけを中央金庫の方へ持つて行けば、寧ろ借りる方から言へば、手数が簡便であるだけ可いのでないかと考へます——又統制のことに關しましても、輸出組合で完全に統制をやつて居るのであります。此の新會社の目論んで居られるやうな統制に似寄つたことも既にやつて居るのであり

まして、或組合では買取輸出、或は直接輸出と云ふやうなこともやつて居るのであります。尙ほ其の統制の不完全なものは、是は政府の援助に依つて輸出組合の權能を擴大して統制を完全にすれば、可いのであります。其の方が寧ろ簡單に行はれ、當業者の結束を固くするにも都合が好いのでないか知らんと考へるのであります——尙ほ買取をして市價を維持してやらうと云ふお考は甚だ結構であります。是は先程の質問の中にも入つて居つたかとも思ひますが、近時よく二三の大會社が中小工業製品に對する買占をやりまして、是が或時には好い結果にもなりますが、或時には中小業者としては殆ど商賣を奪はれるやうな結果になつて、困る點もあるのであります。而も是等の大會社は此の新會社の向ふを張るやうな資力を十

分有つて居るのでありますが、新會社はさう云ふものに對しても對抗してやり得るお考があるものでありませうか、或は時にはさう云ふ會社と協調を保つて、買占をやらうと云ふお考でありますか、又營利會社ではないと云つても、既に之を設置した以上は、其の局に當つて居る者は誰しも少しでも成績を好くしたいと云ふのが人情でありますから、自然と取引商品の範圍を擴めようとされるのが實際の趨勢であらうと思ひます。さうしますと、普通の輸出業者と云ふものが色々な重壓を感ずるやうなことになるはしないだらうか、我々は是等の點に對して非常に危惧を感じて居るのであります、どうか輸出業者又は輸出組合と云ふ立場から今一應お考を願ひたいのであります。

藤原 先づ私からお答へ申し上げまして、尙ほ不足の事柄は膳君から補足して貰ふことに致します。第一のお尋の金融の問題であります、今日中央金庫で以て連帶保證を要求するか、或は品物の提供を要求するか云ふやうなことがあるからと云ふことは理由にならない、それは中央金庫の方を改良して、連帶保證などを要求するか、品物の擔保を要求するか云ふやうなことをしないやうにしてやれば、可いぢやないか、此の會社が成立しても、金を貸す時には矢張り中央金庫と同じやうに、連帶保證を要求したり、或は抵當を要求すると云ふやうなことになるつては、結局同じぢやないか、だから特に此の會社を設ける必要が何處にあるかと云ふ御趣旨のお尋と承りましたが、それは少し違ふのであります。同じやうにお考へになつて居

るか知りませぬが、少し違ふのでありまして、此の問題は私が金融保證會社を作らうと云ふ時から可なり深く研究したのであります。單に金を貸すとか、或は金融を保證するとか云ふやうな場合には、其の人を信じて金を貸さなければならぬ。其の人を信ぜられない場合には、品物を擔保に取るとか、又は連帶保證を要求するとか云ふことに直ぐなつて來るのでありまして、是は已むを得ないと思ひます。中央金庫も亦最初は連帶保證も求めず、擔保も取らずに、信用で金を貸さうと云ふのが目的であつたのでありますけれども、色々やつて見ると、只金を貸しても仕方がないから、矢張り安全の爲に、保證もさせたり、擔保も取ると云ふやうなことに内情がなつて來たのだらうと思ひます。それで此の會社がやつても同じことになるぢやない

かと云ふお話であります。此の會社は違ふのでございます。何處が違ふかと云ふと、なか／＼妙味があるのでございまして、此の會社がやると、製品を一手に買上げて、一手に海外へ輸出すると云ふのでありますから、出來た製品は此の會社に持つて來て、海外に輸出するより外に持つて行く所が無いと云ふことになります。即ち單に金を貸して、出來た製品は何處へ持つて行つても可いと云ふことであります。仕方がありませんが、それは會社に買取ると云ふ條件が付いて居りますので、會社に品物が入つて來るのであります。又そこに全國の間屋、輸出業者と云ふ人が介在して居りまして、問屋は生産者に金を貸したり、或は原料を貸したり、何か色々世話をなさる關係がありますから、それに伴ふ危険もありますし、輸出業者にしても金を貸

して、其の商品は何處に賣つても自由だと云ふ場合は危険であります。此の會社が出来ればそれ等の責任を負ふことになるのであります。出来た品物は全部此の會社が買上げ、又會社が海外へ賣ると云ふ形になるのでありますから、それ等の危険の率は非常に少くなる譯であります。即ちそれが我々の狙ひ所でありまして、輸出業者の危険も少くなり、問屋の危険も少くなり、又此の會社の危険も少くなりますから、随つて金も安い利子で貸せると云ふことになります。其の點に於て中央金庫とは少しはたらしが違ふと思ひます。我々はそれを此の會社の狙ひ所の主なる一つの要點として之を計畫して居るのであります。是で猶ほ説明が不十分でございましたら、膳君から補足して貰ひます——次に輸出組合で統制して居るから、特

に此の會社を設けなくとも可いぢやないかと云ふ問題であります。先程申上げました通り、輸出組合があつて、十分統制が出来て居る場合には、此の會社が手を出して其の商品を取扱はうとはしないのであります。又輸出組合が出来て居つて、當業者間の統制が完全に行はれ、それがうまく行つて居れば、あなたのお説の通り、斯う云ふ會社の必要はありません。私共も此の會社をこしらへようとは思ひませぬ。けれども、今日の現状はどうかと云へば、輸出組合が出来て居つても、完全に統制が取れてうまく行つて居るのがどれ位ありますか、斯う云ふと、うまく行つて居るのは甚だ少くて、うまく行つて居ないのが非常に多いと思ひます。其のうまく行かないのは、どう云ふ譯かと云ふと、それには種々の事情があつて、うまく行つてゐないの

であります。其のうまく行つてゐない組合の中で、業者も此の會社の引受けることを希望し、會社も引受けてやれば、うまく行くだらうと云ふ見込のあるもののみを此の會社で取扱つて行かうと云ふ趣旨であります——次は此の會社で以て販賣を引受けても、一方に大會社があつて、其の大會社の力で以て中小工業の製品を買占め、之を海外に輸出すると云ふ場合があれば、此の會社は二千萬圓やそこの資本金で以て、假令政府の補助があつても、其の大會社の力に對抗することが出来なくなり、はせぬかと云ふ御質問であつたと思ひますが、そこが此の會社の狙ひ所であります。さう云ふ場合には法律が非常に強い力を持つて來るのであります。普通の大會社で以て中小工業の品物を買集めて、之を海外に輸出しようと思つても、政

府が許さない。此の中小産業振興會社のみを取扱ふことを政府が指定した其の商品に付ては、此の會社以外のものが輸出をしようとしても、法律の規定に依つて政府が許さない。そこが重大なる點であります。又さう云ふ重大な権能を有つてゐるから、業者の同意のないものを扱ふことは致しませぬ。若し業者が皆同意をして、此の會社のみ取扱つて貰へば、利益であるから、扱つて呉れと云つて、扱ふことの約束が出来、會社がそれを扱ふと云ふ時には、商工省の認可を経てやるのであります。が、愈々認可を経て其の取扱を開始すれば、どんな會社、どんな大資本家が其の品物を買集めて、海外に輸出しようとしたところが、それは法律で許されないことになります。だから、さう云ふ御心配は全然無いと思ふのであります——又商賣と

云ふものは自由主義で、どん／＼自由競争をやつて行つた方が一番簡単で便利である。全體政府が斯う云ふ會社を援助して、統制をしようとするのは甚だいけないぢやないかと云ふ御議論もあるかも知れませぬけれども、どうも今の所では自由競争の範圍が餘り廣過ぎると云ひますか、先程お話のやうに、折角中小の輸出業者が苦心慘憺をしてマーケットを開拓し、今まで販賣してゐたものを、大きなものが出来て来て横取をしようと云ふやうなことがあり、又今のお話のやうなことを大きな會社がやつても之をどうすることも出来ない、又普通なら一圓で賣れるものを、無暗に競争をして、八十錢にするとか、五十錢にもすると云ふやうなことで、生産業者も苦み、輸出業者も苦んで居る、之を此の儘打棄つて置くと云ふことは今日ではもう出来

ないのでありますから、さう云ふものに相當の統制を加へ、今日の自由競争の弊害を矯めて、取引關係を滑かにし、當業者全體の利益を圖つて行くのが、本當でないかと云ふやうな意見であるのであります——尙ほもう一つ申上げて置きたいと思ひますのは、前にも申し上げました通りに、元々此の會社の設立を發起し賛成して居ります私共、片岡さんや小畑さん、膳さんなどは勿論、其の外の方々にしても、自分の利害とか自分の都合とか云ふやうなことから之をやらうと考へて居る人は一人も無いと云ふことであります。だから、商工省に於ても其の私共の公平な考、國家の爲に自由競争の弊害を矯めて、今日の時勢に即するやうにして行きたいと云ふ趣旨を能く御了解下さつて、之を助けて中小工業の振興を促し、勞働者若くは其の他の關係

者の利益を圖つて行くと云ふことは國策上必要であると云ふことで、此の問題が急轉直下してすら／＼と極くスムーズに運ばれて行つたのであります。是は別に申上げる必要もないことであります。が、序に申上げますと、實は今日の經濟機構から云ふと、隨分新しい計畫でありますから、商工省に於ても大藏省に於ても相當審議に手間取り、餘程の日月を要するものと思つて、私共も慎重に考へて居つたのであります。が、案外に審議がすらく／＼進んで、豫算も直に計上されることになつたのであります。それはどう云ふ譯かと聽いて見ますと、此の趣旨が非常に宜いし、又發起人達の考へ方も宜い、今日の時勢に非常に結構なことであるから、是非之を成立させたい、而も豫算の審議は急ぐと云ふ關係で、直に豫算に計上され、大藏省も直に同意

して、其の豫算を確定してしまつたと云ふやうな譯で、實は私共も吃驚りしたのであります。それでありますから、私共は皆様にお斷りをして一寸お詫びをしなければならぬと思ひますが、私共は政府の役人でもなければ又政黨員でもなし、こんなことを計畫して、是非之を遂行しなければならぬと云つて、力瘤を入れる必要もないのでありますけれども、唯是は國家の爲に必要なだと云ふ趣意でありますから、是だけの仕事をするには、前以て當業者の皆様にも御相談をして、御意見を伺つてから、進行すべきが當然でありまして、又我々の立場として是非さう云ふことをやつて、然る後に仕事を進めたいと云ふ積りであつたのであります。併し是は重大問題であるから、商工省に行つても從來の例に依りますと、まだ三月や四月は審議々々で、

相當の日月を要することだらうとばかり思つて、私は北海道へ行つたのでありますが、歸つて見ると、もう決つて、豫算も通過してしまつたと云ふやうなことになつたのであります。それが爲に横濱でも、神戸でも、亦こちらでも、輸出業者の皆様は何故前以て相談をしなかつたかと云ふお叱りを受けまして、誠に御尤もであると思つて、實は恐縮して居るのでありますが、内情を申し上げれば、さう云ふ譯であります。要するに豫め皆様の御意見を伺つたりすることの出来なかつたのは、私共發起人の注意の行届かなかつた所でありまして、此の點は此の機會にお斷りをしてお詫びを致して置きます。併し此の要綱はまだ確定して居る譯ではありませぬ。豫算は通過して議會に提出されて居りますけれども、中小産業振興株式會社法案と云ふ

ものはまだ議會に提出されて居らないのであります。随つて此の要綱は商工省に於ても矢張り御確定になつて居らぬのであります。て、確定してゐないものを公に發表することは出来ないのであります。すけれども、御参考の爲め必要だと思ひますから、商工省の御同意を得て御配付を致した譯であります。随つて之を修正したり、又之に我々の希望なり何なりを織込むことの餘地はまだ十分にあるのでありますから、若し何か皆様の御希望が、おありになつたり、さうして私共が御尤もだと思ふ點があれば、各修正加除して、此の中に十分御希望を織込だ上に確定したいと思つて居ります。又商工省に於ても其の趣旨には或は御異存がなからうと思ひます。私共は當業者の御意向を成べく尊重して、十分伺つて歸りたいと云ふ希望を有つ

て居るのでありますから、どうぞ其のお積りで御腹藏なく御意見のある所又お疑のある所をお話し下されば、誠に仕合せであります。是だけ附加へて置きます。

○ 今日是非常に御親切な御説明を承りまして、御趣旨のある所、又大に中小工業を助成してやらうと云ふ御精神のある所は能く了解いたしましたが、唯私共の尙ほお尋をして置きたいと思ふことが一二あるのであります。つまり現在の工業組合で矢張り中小工業の方の販賣代行會社を作つて居る一二の例があるのであります。實は其の輸出綿絲も含む販賣代行會社と云ふものに付きましては、私共は根本的に反對して居りますが、併し是は先程の御説明に依りますと、單り中小工業の販賣代行會社にあらざして、總ての組合の補助機

關となり足場となつて、輸出組合の爲にもなり、商業組合の爲にもなり、工業組合の爲にもなり、總ての組合の爲になるやうな仕事をなさると云ふことで、非常な大理想であります。其の理想がうまく運用されることになりましたならば、是は確に非常に有效なものだと考へますが、何故我々が工業組合の代行會社に十分な賛成をなし得ないかと申しますると、由來代行會社と云ふものが從來の間屋業者と生産業者との間の有機的關係を中斷してしまふのであります。つまり經濟機構が微妙でありまして、例へば或問屋の發明した意匠は或限られたる生産業者に依つて造られると云ふ風な非常に微妙な關係があります所へ、一つの機關が插まります爲に、其の有機的作用が中斷される、其の點に反對して居るのであります。併ながら是は

更にそれを進めて問屋業者との仲介にもなるんだと云ふお話であります。實は工業組合も、輸出組合も、問屋の組合も、必要なる統制に付ては絶えず有らゆる苦心を拂つて居るのでありますけれども、一方を抑へると、此方が飛上り、又此方を抑へると、一方が飛上ると云ふ譯で、なかなかうまく行かないのであります。中正であられる今度の會社が統制をやられると云ふことは、一見甚だ宜いやうであります。すが、同時に又それであるから、何處を抑へても、納りが付かぬと云ふ結果にもなると思ひます。其の點が簡単な又限られた商品でありますと、可いのであります。すが、複雑なものになると、餘程お仕事が困難であらうと思ひます。御理想と御趣意の上には何等反對することはないと思ひますが、運用の上に於ては相當の困難のあると云ふこ

とを我々は杞憂いたす次第であります。其の點どうぞ宜しくお願ひ致します。

藤原 極めて御尤もだと存じます。商品の關係が複雑であります。か、或場合はお話のやうなことが實際にあり得る、又當然あることと思ひますし、或場合には各機關の間に利害の衝突するやうなことも當然起ることと思ひます。それで先刻も申し上げましたし、神戸でも申上げたことであります。すが、私共の狙ひ所は、さう云ふ問題が起りました時には、此の會社が仲介者となつて、それ等の間を調和して行きたい、勿論どうしても調和の出来ぬ場合もあります。すが、調和の出来る場合も多くあらうと思ひます。即ち生産業者と仲介業者と利害の衝突した場合に於ては、此の會社が兩者の間を斡旋して輸出業者

の爲にもなり、生産業者の爲にもなるやうに、之を調和して行く途を考へるやうにしたいと思ひます。實は私共も數十年間、前には貿易のこともやつて居りましたし、銀行のこともやり、生産業者のこともやつて居りました、色々苦心して來ましたが、さう云ふ途は必ずあると思ひます。他のことゝ違ひまして、商賣の問題でありますから、互に相當利益になるやうなことでなければならぬと思ひますが、自分の經驗上さう云ふことが必ずあるだらうと思ひます。或場合には此の會社が仲介して、双方の利害を調和させ、双方の利益になるやうに妥協せしむると云ふはたらしきも出來やうと思ひます。元々此の會社の起つたのは、さう云ふやうな中小工業に關する色々細かい所の事情を能く調節して、生産業者なり、輸出業者なり、其の他關係業者

の利益を圖つて行きたいと云ふのが目的でありますから、さう云ふことは勿論難しいことではありますけれども——實際上商賣に經驗のある人達が集つて、さう云ふ調和機關が出來たら、大部分のものは調和出來るだらうと思ひます。場合に依つては容易に調和出來ないものもありませうが、其の時には調和出來なくても、一年なり二年なり經つ中に調和が出來ると云ふものが多からうと思ふのであります。又さう云ふ方針で此の會社を進めるやうに考へて居ると云ふことをどうぞ御承知願ひたいのであります。あなたの言はれる御趣意は能く了解いたしました。

聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ閉却シテ論議セラレ加之矯激ナル勞働...

全國産業團體聯合會規約

第一條 本會ヲ全國産業團體聯合會ト稱シ事務局ヲ東京市ニ置ク
第二條 本會ハ左ノ地方聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス...

名ヲ定ム

會長ハ本會ヲ代表シ常任委員會及總會ノ議長トナル
會長事故アルトキハ他ノ常任委員之ヲ代理ス...

附 則

第二條ノ地方聯合會ノ組織成立セルトキハ創立協議會ノ決議ヲ以テ創立總會ノ決議トス...

全國産業團體聯合會役員

(順序不同)

會長 藤原銀次郎
常任委員 大郷新誠之助 大橋本圭三 池尾芳藏...

全國産業團體聯合會事務局

東京市麹町區丸ノ内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内

地方産業團體聯合會事務所

關東産業團體聯合會 東京市麹町區丸ノ内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内
關西産業團體聯合會 大阪市西區土佐堀通一 大同ビル内...

昭和十二年六月四日印刷納本
昭和十二年六月八日發行

(實費郵稅共五拾錢)

編輯兼發行人	東京市在野區小山町一八九番地	石川 彌吉
印刷人	東京市深川區白河町四丁目一番地一	松井 方利
印刷所	東京市深川區白河町四丁目一番地一	東京印刷株式會社
發行所	東京市麩町區丸ノ内一丁目二番地 日本工業俱樂部ビルディング内	全國產業團體 聯合會事務局

372
576

終